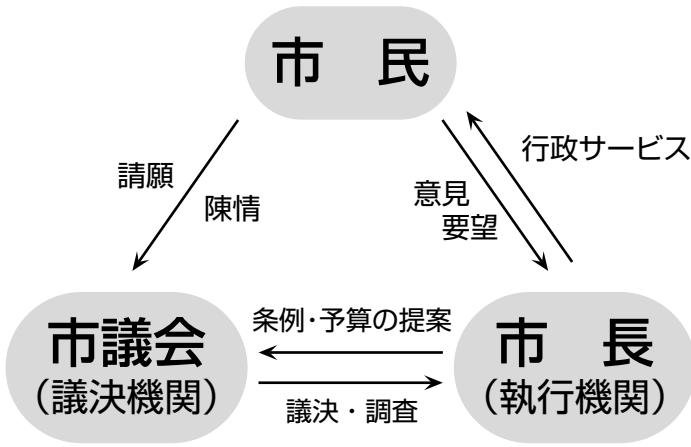


市議会豆知識



住みよい吉川市にするためには、市民全員で話し合いをしていくことが最も望ましいとされています。

しかし、市民全員が集まって市政を運営することは困難です。そこで市民の代表者として、市長と市議会議員が選ばれ、市政を担っています。

市長は市民のための住みよいまちづくりを進め、市議会議員は市議会を構成し、市長が市政を行うのに必要な予算や条例などを決めることになっています。

このような働きから市長を執行機関、市議会を議決機関といえます。両者は、互いに独立・対等の立場にあり、ともに市政発展のために活動しています。

会派一覧 (平成20年7月1日現在)

自由民主党吉川市議員団	10人
日本共産党吉川市議員団	4人
公明党吉川市議団	3人
市民改革クラブ	2人
民主党	1人

〈市議会の構成〉

○市議会議員

議員定数は、地方自治法により、それぞれの市町村が条例によって定めることになっています。吉川市の場合は、議員定数条例によって20人となっています。

○会派

市政に対して同じような考え方や意見を持った議員でグループを作って活動しています。このグループのことを会派といえます。

吉川市議会には現在上記の5つの会派があります。

○議長と副議長

議長と副議長は議員の中から選挙されます。議長は議会の代表者として、議会の秩序を保ち、会議の進行、議会内のさまざまな事務を処理します。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気などのときには変わってその職務を行います。

〈市議会の運営〉

○定例会と臨時会

議会はいつでも開かれていくわけではなく、定期または臨時に、ある一定期間だけ開かれます。

吉川市の定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回定期的に開かれ、臨時会は定例会以外に必要なときに開かれます。

○本会議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的意思を決める会議です。市長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や市の一般事務について質問したり、意見を述べるのもこの会議です。会議は一定のルールに従って運営されます。

○委員会

本会議は一般に公開されており、傍聴規則に反しない限り自由に傍聴できます。

議案などは最終的に本会議

で議決されますが、いくつかの委員会を設け効率的・専門的に審査します。

吉川市議会には条例で総務水道常任委員会・文教福祉常任委員会・建設生活常任委員会の3つの常任委員会が定められており、議員は少なくとも1つの常任委員になることとなっています。



○議場

市役所本庁舎3階にあります。

ここで市長から提案された議案を調べ話し合い、議会の意思を決定します。